総合支所建設工事における積算内容確認の実施(試行)要領

1 目的

この要領は、総合支所長に対する事務委任規則(平成22年規則第23号) 第1項第1号クの規定により総合支所長が発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る競争入札において、設計図書の積算内容確認の実施のために必要な事項を定める。

2 対象

- (1) 積算内容の確認を行うことができる者 当該入札において入札書を提出した者(以下「入札者」という。)
- (2) 積算内容の確認を行うことができる工事 有効な入札(3,(1),③に該当するもの)があった工事
- (3) 積算内容の確認手続きを行うことができる内容 当該工事の設計図書の積算内容

3 積算内容確認の流れ

(1) 手続きの開始

契約担当者(総合支所長又は総合支所長から契約を締結することについて 専決する権限を与えられた者をいう。以下同じ。)は、開札後、2,(2) に該当する場合は、落札決定を保留し、遅滞なく下関市ホームページ又は工 事入札契約担当課所の窓口等において以下の項目を公表する。

①積算内訳書

土木工事関係では積算体系上の「種別(レベル3)」(建築営繕系工事関係では「科目及び中科目」)の数量、金額等が明示されたもの。

- ②当該入札の予定価格及び入札書比較価格
- ③最低入札額

予定価格を下回る有効な入札額のうち最も低いもの。 ただし、最低制限価格を設定している場合においては、これを下回るもの を除く。

(2) 確認依頼書の提出

入札者は積算内容の確認を行う場合は、積算内容確認の実施のために落札 決定が保留された日から起算して3日(下関市の休日を定める条例(平成17 年2月13日条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「休日等」という。) を除く。)以内に限り、書面の持参により積算内容の確認依頼を行うことが できる。

ただし、契約担当者が必要と認めた場合は、郵送により積算内容の確認依

頼を行うことができるものとし、あらかじめその旨を入札公告又は入札情報 で明示するものとする。

なお、確認依頼を行う際は具体的な事項を明示し、必要に応じて根拠資料 を添付すること。

(3) 確認依頼書の受理

契約担当者は、提出された確認依頼書が、前項及び2に該当するものであるかを確認の上でこれを受理するものとする。

(4) 積算内容の確認結果

契約担当者は、確認依頼書が提出された場合は、確認依頼書の提出期間の 末日から起算して3日(休日等を除く。)以内に、確認結果を下関市ホーム ページに掲載するものとする。

(5) 確認期間終了後の疑義の申立等

確認期間終了後において、設計図書の積算内容に係る疑義については、これを受け付けないものとする。

4 緊急を要する工事の特例

契約担当者は、工期、工事の内容(災害復旧における応急工事等)等特別な理由があるときは、事前に総合支所長の決裁を経て、積算内容確認の実施期間を短縮することができる。

なお、実施期間を短縮する場合は、その旨を入札公告又は入札情報で明示するものとする。

附則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。